

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS M 8722
	鉄鉱石－熱割れ試験方法
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用	

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
1	JSA	堤	6		ed	字句修正	「試験装置は、以下を備えなければならない。」→ 「試験装置の構成は、次による。」	採用		主査調整案通り
2	JSA	堤	10		te	この規格は、試験結果の採否判定に用いる「許容差」や「精度」を規定していませんが、検証に「室内再現精度」という用語を用いています。 「精度」という表記は馴染まないように思いますので、「室内再現精度」→「再現性」に変更されてはどうでしょうか。		採用	「室内再現精度」→「再現性」と修正し、箇条3(用語及び定義)並びに附属書JAの“3.1”及び“3.2”の記載を削除します。	「再現性」は用語として適切ではないとの指摘があり、用語規格に定義されている用語を用いて「室内再現条件における精度」と修正する。(箇条3の用語の定義は削除)
3	JSA	堤	10			【質問】 「所内標準物質を用意し」と規定していますが、それぞれの事業所で標準物質を用意して、適宜再現性を確認して、その判定も社内基準で管理するというのでしょうか。			【回答】 本規格では、許容差を規定しておらず、所内標準物質で再現性を確認する場合、判定基準は社内を設定することとなります[室内許容差の設定、管理幅(2σなど)のトレンド管理など]。JISにどのように書き込む必要があるかも含め、今後の検討課題といたします。	主査調整案通り (今後の検討課題)
4	JSA	堤	附属書JA 7.2		ed	字句修正	「a)に規定した」→ 「700 °Cに規定した」 「上限時間と加熱時間とでc)に規定した」→ 「上限時間と加熱時間とを規定し」 「試験条件をd)に記載した」→ 「試験条件追加した」→	採用		主査調整案通り

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS M 8722
	鉄鉱石－熱割れ試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
5	JSA	堤	附属書JA 7.2		ed	7.2の行を2分割して、「変更」及び「追加」した内容を別々の行として記載してはどうでしょうか？		採用		主査調整案通り
6	JSA	堤	附属書JA 7.3		ed	7.3の行を2分割して、「追加」及び「削除」した内容を別々の行として記載してはどうでしょうか？		採用		主査調整案通り
7	JSA	堤	附属書JA 9		ed	字句追加	「JISでは平均値の数値の丸め方を規定しているが、」→ 「JISでは、10回の試験全体の熱割れ指数の平均値の数値の丸め方を規定しているが、」	採用		主査調整案通り

資料3コメント

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
会

三者委員会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS M 8223-1
鉄鉱石—ニッケル定量方法—第
1部:ジメチルグリオキシム吸光
光度法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

[illegible]

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
会

三者委員
会

対象規格	JIS M 8223-2
	鉄鉱石－ニッケル定量方法－第2部：鉄抽出分離原子吸光分析法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	1		ed	注記1全体に、点線の下線又は側線を施すべきでは？		採用		主査調整案通り
4002	JSA	堤	3		ed	対応国際規格は、「用語及び定義」を規定していませんので、箇条3全てに点線の下線(又は側線)を施すとともに、対比表にも記載する。		採用	対比表は、No.4013参照	主査調整案通り
4003	JSA	堤	6.6及び6.7		ed	6.6及び6.7の全体に点線の下線が施されているので、対比表にも記載すべきでは？		採用	a)欄: 6.6, 6.7 b)欄: — c)欄: 追加 d)欄: JISは、純度が高い鉄及び酸化鉄(Ⅲ)の使用を追加している。 e)欄: ISO規格の改訂時に、追加の提案を検討する。	主査調整案通り
4004	東理大	田中	6.6		ed	字句の修正	クロム含有率 → ニッケル含有率	採用		主査調整案通り
4005	東理大	田中	7.1		ed	句点を加筆	るつぽという → るつぽという。	採用		主査調整案通り
4006	JSA	堤	7.3		ed	「原子吸光分析装置の調整は、次によるほか、JIS K 0121及び装置の製造業者の指示書に従う。」において、点線が施されている「JIS K 0121及び装置の製造業者の指示書に従う。」について、対比表に記載すべきでは？		原案のまま	対比表の a)欄: 7.3 警告 に記載しております。 なお、 a)欄: 7.3 に修正(“警告”を削除)します。	主査調整案通り

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格	JIS M 8223-2
	鉄鉱石－ニッケル定量方法－第2部：鉄抽出分離原子吸光分析法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上 処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4007	JSA	堤	7.3		ed	「附属書JAに規定する性能基準を満たすように調整する。」と規定していますが、附属書JAは、対応国際規格の規定に、原子吸光分析装置の模式図などを追加しているため、「附属書JAに規定する」には点線の下線が必要と思います。		採用		主査調整案通り
4008	東理大	田中	9.1	f)	ed	読点を挿入	加え穏やかに → 加え, 穏やかに	採用		主査調整案通り
4009	東理大	田中	12	a) 式	ed	記号のフォントを整合させる。	$Ni \longleftrightarrow Ni$	採用	式のフォントを修正します。	主査調整案通り
4010	東理大	田中	12	b)	ge	化合物名称を修正？(3か所)	酸化ニッケル → 酸化ニッケル(Ⅱ)	採用		主査調整案通り
4011	東理大	田中	JA.1.1	図JA.1	ge	図の直線性は“0.5”程度ですが、0.7以上になる図のほうが良いのではありませんか？		回答	解説のために誇張しているものと思います。 (原子吸光分析法のISO規格に記載されている図を転用しています。)	JA.1.2に次の注記を追記する。 “注記 図JA.1は、直線性が0.5程度の例を示している。”
4012	JSA	堤	JA.1.1	図JA.1	ed	図JA.1全体に側線が施されていますが、この図は対応国際規格に規定されていないことを明確にされたいのであれば、側線を止め、この図の記号説明に下に注記として、「図JA.1は、この規格において独自に追加した模式図である。」と記載してはどうでしょうか。		採用		主査調整案通り

```

graph LR
    A[規格検討会] --- B[三者委員会]
    style A fill:#d9ead3,stroke:#333,stroke-width:1px
    style B fill:#d9ead3,stroke:#333,stroke-width:1px
  
```

対象規格	JIS M 8223-2 鉄鉱石－ニッケル定量方法－第 2部：鉄抽出分離原子吸光分析 法
------	---

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

[illegible]

資料5コメント

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
会

三者委員
会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

対象規格	JIS M8224-1 鉄鉱石－クロム定量方法－第 部：1,5-ジフェニルカルボノヒド ジド吸光光度法
------	--

[illegible]

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格	JIS M 8224-2
	鉄鉱石－クロム定量方法－第2部:鉄抽出分離原子吸光分析法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上 処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	1		ed	注記1全体に、点線の下線又は側線を施すべきでは？		採用		主査調整案通り
4002	JSA	堤	3		ed	対応国際規格は、「用語及び定義」を規定していませんので、簡条3全てに点線の下線(又は側線)を施すとともに、対比表にも記載する。		採用	対比表は、No.4012参照	主査調整案通り
4003	JSA	堤	6.6及び6.7		ed	6.6及び6.7の全体に点線の下線が施されているので、対比表にも記載すべきでは？		採用	a)欄: 6.6, 6.7 b)欄: — c)欄: 追加 d)欄: JISは、純度が高い鉄及び酸化鉄(Ⅲ)の使用を追加している。 e)欄: ISO規格の改訂時に、追加の提案を検討する。	主査調整案通り
4004	JSA	堤	7.3		ed	「原子吸光分析装置の調整は、次によるほか、JIS K 0121及び装置の製造業者の指示書に従う。」において、点線が施されている「JIS K 0121及び装置の製造業者の指示書に従う。」について、対比表に記載すべきでは？		原案のまま	対比表の a)欄: 7.3 警告 に記載しております。 なお、 a)欄: 7.3 に修正(“警告”を削除)します。	主査調整案通り
4005	JSA	堤	7.3		ed	「附属書JAに規定する性能基準を満たすように調整する。」と規定していますが、附属書JAは、対応国際規格の規定に、原子吸光分析装置の模式図などを追加しているため、「附属書JAに規定する」には点線の下線が必要と思います。		採用		主査調整案通り
4006	東理大	田中	9.1	e)	ed	読点を挿入	加え塩類を → 加え、塩類を	採用		主査調整案通り

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格	JIS M 8224-2
	鉄鉱石－クロム定量方法－第2部:鉄抽出分離原子吸光分析法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4007	東理大	田中	9.1	f)	ed	読点を挿入	加え穏やかに → 加え, 穏やかに	採用		主査調整案通り
4008	東理大	田中	9.2		ed	“の”語順を修正	装置(7.3)アセチレン・一酸化二窒素のフレーム中に → 装置(7.3)のアセチレン・一酸化二窒素フレーム中に	採用		主査調整案通り
4009	東理大	田中	12	b)	ge	化合物名称を修正(3か所)	酸化クロム → 酸化クロム(Ⅲ)	採用		主査調整案通り
4010	東理大	田中	JA.1.1	図JA.1	ge	図の直線性は“0.5”程度ですが、0.7以上になる図のほうが良いのではありませんか？		回答	解説のために誇張しているものと思います。 (原子吸光分析法のISO規格に記載されている図を転用しています。)	JA.1.2に次の注記を追記する。 “注記 図JA.1は、直線性が0.5程度の例を示している。”
4011	JSA	堤	JA.1.1	図JA.1	ed	図JA.1全体に側線が施されていますが、この図は対応国際規格に規定されていないことを明確にされたいのであれば、側線を止め、この図の記号説明に下に注記として、「図JA.1は、この規格において独自に追加した模式図である。」と記載してはどうでしょうか。		採用		主査調整案通り
4012	JSA	堤	JB 3		ed	箇条3に関する行を追加する。	a)欄:3 b)欄:－ c)欄:追加 d)欄:JISでは、用語及び定義の箇条を追加し、JIS M 8202の箇条3(用語及び定義)を引用している。 e)欄:ISO規格の改訂時に、追加の提案を検討する。？	修正採用	a)欄:3 b)欄:－ c)欄:追加 d)欄:JISは、用語及び定義の箇条を追加し、JIS M 8202の箇条3(用語及び定義)を引用している。 e)欄:－	主査調整案通り

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
会

三者委員
会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS M 8224-2

鉄鉱石—クロム定量方法—第2部：鉄抽出分離原子吸光分析法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

[illegible]

資料7コメント

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
会三者委員
会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

対象規格	JIS M 8225-1
	鉄鉱石－バナジウム定量方法－ 第1部: N-ベンゾイル-N-フェニル ヒドロキシルアミン抽出分離吸光 光度法

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	1		ed	注記1全体に、点線の下線又は側線を施すべきでは？		採用		主査調整案通り
4002	JSA	堤	3		ed	対応国際規格は、「用語及び定義」を規定していませんので、箇条3全てに点線の下線(又は側線)を施すとともに、対比表にも記載する。		採用	対比表は、No.4005参照	主査調整案通り
4003	東理大	田中	9.1	b) 3)	ge	“主液”にるつぼを入れ、処理して得られた溶液を“主液”とする。 ← “主液”を区別する必要があるのでは…。 「主液 ↔ 主溶液」？		修正採用	次のように修文します。 9.1 b) 3)の文末を“…まで冷却する。” 9.1 c)の文頭を，“a)で保存した主液又はb)で得た溶液を，”	主査調整案通り
4004	東理大	田中	12	b)	ge	化合物名称を修正(3か所)	酸化バナジウム → 酸化バナジウム(V)	採用		主査調整案通り
4005	JSA	堤	JA 3		ed	箇条3に関する行を追加する。	a)欄: 3 b)欄: ー c)欄: 追加 d)欄: JISでは、用語及び定義の箇条を追加し、JIS M 8202の箇条3(用語及び定義)を引用している。 e)欄: ISO規格の改訂時に、追加の提案を検討する。？	修正採用	a)欄: 3 b)欄: ー c)欄: 追加 d)欄: JISは、用語及び定義の箇条を追加し、JIS M 8202の箇条3(用語及び定義)を引用している。 e)欄: ー	主査調整案通り

會議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
会

三者委員
会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

対象規格

JIS M 8225-1
鉄鉱石－バナジウム定量方法－
第1部：N-ベンゾイル-N-フェニル
ヒドロキシルアミン抽出分離吸光
光度法

[illegible]

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

対象規格	JIS M 8225-2
	鉄鉱石－バナジウム定量方法－ 第2部：原子吸光分析法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	3		ed	注記1全体に、点線の下線又は側線を施すべきでは？		採用		主査調整案通り
4002	JSA	堤	3		ed	対応国際規格は、「用語及び定義」を規定していませんので、箇条3全てに点線の下線(又は側線)を施すとともに、対比表にも記載する。		採用	対比表は、No.4013参照	主査調整案通り
4003	JSA	堤	6.18		ed	6.18全体に点線の下線が施されているので、対比表にも記載すべきでは？		採用	a)欄: 6.18 b)欄: — c)欄: 追加 d)欄: JISは、ISO規格と適用範囲の下限が異なることから、これに適した標準液を追加している。 d)欄: 現状のままとする。	主査調整案通り
4004	JSA	堤	7.4		ed	「原子吸光分析装置の調整は、次によるほか、JIS K 0121及び装置の製造業者の指示書に従う。」において、点線が施されている「JIS K 0121及び装置の製造業者の指示書に従う。」について、対比表に記載すべきでは？		採用	a)欄: 7.4 b)欄: 7.5.4 c)欄: 追加 d)欄: ISO規格は、製造業者の指示書に従うことを規定している。JISは、国内の実態を反映してJIS K 0121に従うことを追加している。 d)欄: 現状のままとする。	主査調整案通り
4005	JSA	堤	7.4		ed	「附属書JAに規定する性能基準を満たすように調整する。」と規定していますが、附属書JAは、対応国際規格の規定に、原子吸光分析装置の模式図などを追加しているため、「附属書JAに規定する」には点線の下線が必要と思います。		採用		主査調整案通り

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討	三者委員
------	------

対象規格	JIS M 8225-2 鉄鉱石—バナジウム定量方法— 第2部:原子吸光分析法
------	---

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4006	東理大	田中	9.1.1	b)	ge	既に分解し終わっている(?)の ではありませんか？	加熱して分解する。 → 加熱する。 又は → 加熱して完全に分解 する。	採用	“加熱する。”とします。	主査調整案通り
4007	東理大	田中	9.1.2	b) 1)	ge	“必要があれば,” ← 溶解しな い場合ですか？	必要があれば, → 溶解しない場合は,	修正採用	現行JIS通りですが, “更に, 水20 mLを加え…”とします(対応国際 規格の規定と合わせます。)	主査調整案通り
4008	東理大	田中	9.1.2	b) 3)	ed	“で”を挿入	700 °C灰化 → 700 °Cで灰化	採用		主査調整案通り
4009	東理大	田中	9.1.3	c) 注記	te	“りんバナジウムタングステン 酸”？		回答	“りんバナドタングステン酸”とし ます。	主査調整案通り
4010	東理大	田中	12	b)	ge	化合物名称を修正(3か所)	酸化バナジウム → 酸化バナジウム(V)	採用		主査調整案通り
4011	東理大	田中	JA.1.1	図JA.1	ge	図の直線性は“0.5”程度ですが、 0.7以上になる図のほうが良いの ではありませんか？		回答	解説のために誇張しているもの と思います。 (原子吸光分析法のISO規格に 記載されている図を転用してい ます。)	JA.1.2に次の注記を追記する。 “注記 図JA.1は、直線性が0.5程 度の例を示している。”
4012	JSA	堤	JA.1.1	図JA.1	ed	図JA.1全体に側線が施されてい ますが、この図は対応国際規格 に規定されていないことを明確に されたいのであれば、側線を止 め、この図の記号説明に下に注 記として、「図JA.1は、この規格 において独自に追加した模式図 である。」と記載してはどうでし ょうか。		採用		主査調整案通り

```

    graph LR
      A[規格検討] --> C[検討]
      B[三者委員] --> C
  
```

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

[illegible]

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS M 8223

鉄鉱石—ニッケル定量方法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

[illegible]

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS M 8224

鉄鉱石－クロム定量方法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

[illegible]

資料11コメント

會議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格

JIS M 8225

鉄鉱石－バナジウム定量方法

処置案・審議結果:原案のまま 修正採用 採用

[illegible]